

【保存版】

令和３年度
亀岡地域水田農業の手引き

令和３年３月

亀岡地域農業再生協議会

— 目次 —

1	再生協議会による米の生産数量目標の配分	P. 1
2	令和3年産米の生産目標（目安率）	P. 1
3	産地経営構造改革方針	P. 2
4	水田農業に関連する補助事業の紹介	P. 18
5	水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用計画	P. 33
6	水田活用の直接支払交付金（転作作物）対象品目一覧	P. 37
7	水田活用の直接支払交付金	P. 41
8	産地交付金（府設定分）	P. 42
9	令和3年度経営所得安定対策等交付金一覧表	P. 43

1 再生協議会による米の生産数量目標の配分

●行政による生産数量目標の配分の見直し

米の全国ベースでの需要量の減少（年間10万トン）を踏まえると、生産量が増加すれば、市場原理により米価の下落が危惧されます。また、新型コロナウイルス拡大の影響もあり、令和2年度においては、前年と比べ需要が20万トンも減少しました。

地域・集落の農地を利活用し、農村環境を守るためには、米をはじめ麦、大豆、小豆等、さらには野菜などの作物をバランスよく生産していくことが、安定的で継続可能な水田農業における経営を行うことができ、しいては米の価格や生産量の安定につながるものと考えています。

国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や関係者が中心となって、地域の実情を考慮し生産目標を設定する必要があります。そこで亀岡市域におきましては、生産者や生産者団体、行政等の関係者が組織する亀岡地域農業再生協議会において、生産目標を設置し関係者が一体となって取り組むこととします。

2 令和3年産米の生産目標（目安率）

●亀岡市令和3年産米の生産目標（目安率）62%

平成29年産米を最後に、国からの米の生産数量目標配分が廃止されたので、農業者等が需要に応じて「米」をどれくらい生産するか自ら決める必要があります。

亀岡市では、米の生産目標（目安率）を独自に設定しています。

策定年月	平成 2 4 年 1 0 月
一部改正	平成 2 5 年 3 月
一部改正	平成 2 6 年 3 月
一部改正	平成 2 7 年 3 月
一部改正	平成 2 8 年 3 月
一部改正	平成 2 9 年 3 月
一部改正	平成 3 0 年 3 月
一部改正	平成 3 1 年 3 月
一部改正	令和 2 年 3 月
一部改正	令和 3 年 3 月

3 産地経営構造改革方針

亀岡地域農業再生協議会

【 項 目 一 覧 】

1. 産地経営構造改革方針について

- 1) 目的
- 2) 範囲

2. 地域農業の改革の基本的な方向

- 1) 亀岡地域における農業の特性
 - ①位置・土地・農地
 - ②農家及び農業生産構造
- 2) 水田利用及び作物振興の将来方向
 - ①水田利用の方向
 - ②作物振興の方向
 - ③生産振興計画のための方策
 - ④販売促進のための方策
- 3) 担い手の育成及び土地利用集積の将来方向
 - ①担い手育成の基本方向
 - ②土地利用集積の基本方向
- 4) 産地経営構造改革に向けた集落の連携方向

3. 具体的な目標

- 1) 作物別生産振興目標
- 2) 担い手育成の目標
- 3) 担い手の明確化

4. 産地経営構造改革実現のための手段

- 1) 推進体制
- 2) 水田活用対策
- 3) 経営所得安定対策等の活用
- 4) 担い手・農地総合対策の活用
- 5) 京力農場プラン（人・農地プラン）に関連する国施策の活用
- 6) 京力農場プラン（人・農地プラン）に関連する府施策の活用

1. 産地経営構造改革方針について

1) 目的

我が国の農業・農村は、米価の低迷による農業所得の大幅な減少、農業従事者の減少・高齢化などが喫緊の課題である。また生活様式の変化に伴う食生活と食材の多様化が急速に進み、米を中心とする土地利用型作物の生産構造は、兼業化や担い手不足によって弱体化傾向にある。安全・安心な農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を回復し、農村の再生を図ることが急務となっている。

経営所得安定対策が実施されている中、亀岡地域の水田農業経営の安定と発展に向け、農業者と関係機関・団体が一体となった取り組みを推進することで、地域農業の振興を図ることが重要である。本方針は、この認識に立ち、5年後を見据えた地域農業のあるべき姿の総合計画である。

2) 範囲

本方針の範囲は、京都府の中央部に位置し、府内の1割以上の農地を有し、従前からの農業生産や経済活動の結びつきが強い亀岡市の行政区域を計画の区域とする。



2. 地域農業の改革の基本的な方向

1) 亀岡地域における農業の特性

①位置・土地・農地

亀岡市は、東に京都市、南に大阪府北部都市に隣接し、また西は、兵庫県に近接するなど、交通・流通等の利便性に優れた場所に位置し、市域のほぼ中央を桂川が流下する市域約22,480haの広大な盆地であり、市域の約70%を占める山林が農地を囲んでいる。

約2,400haの農用地は、平坦部から山間部までの各所に存在し、都市部、平坦部、山間部と多様な地域特性を有し、また、府下有数の広大な農地を有することから「京都の穀倉地帯」として高い農業生産力を誇ってきた。

水田農業地域である本市の米の生産量は、京都府全体の約11.5%（平成30年度）を占めているが、水田農業の生産性向上を進める必須要件としてのほ場整備事業に取り組み、生産性の向上を目指している。

②農家及び農業生産構造

本地域は、稲作農家が圧倒的多数を占めているが、一方で、都市近郊の立地を活かした生鮮野菜の生産や花き園芸、また、亀岡牛に代表される肥育牛等の集約的農業部門において、経営の充実や規模拡大が進められてきた。

農家1戸あたりの平均耕作面積が約60aと小規模であると同時に、近年の米価の低迷による農業収入の減少が続き、水田農業の経営は、厳しい状況にある。

また、担い手不足や高齢化による労働力不足なども顕著となっており、地域で将来のあるべき姿を話し合うことが、ますます重要となっている。

これまでの転作の取り組みをきっかけとし、市内の18町と118集落のすべてで営農組合や農家組合が結成されており、麦を中心とする土地利用型作物の集団作付や機械の共同利用化が進められてきた。

これを契機として、一部地域では、米を含む集落営農や地域営農へと発展しているが、さらなる低コスト生産、省力化への要請も高まっている。

また、新規就農者も増加しつつあり、地域農業組織への参画や水稻を中心とした、土地利用型農業の担い手も求められている。

2) 水田利用及び作物振興の将来方向

① 水田利用の方向

都市近郊に位置し、温暖な気候に恵まれ、広大な農地を有する本市においては、水稻を中心とする土地利用型農業による水田利用を軸にしつつ、消費圏に近い立地特性を活かした高収益な集約的農業と、地産地消に対応した農業生産を進めるなど、市内の地域特性に応じた多様な水田利用を推進する。

■土地利用型農業の確保

広大な農地を有効活用しつつ、生産基盤として維持管理をしていくためには、水稻及び麦を中心とする土地利用型作物による水田利用が不可欠である。

そのため、個別営農から集落営農へ、さらには、法人化等による持続的な水田経営へと生産構造の段階的な発展をめざすとともに、土地利用の高度化と地域に適した作物の産地化を進める必要がある。

また、AI 技術の活用や共同利用機械の導入等、省力化と低コスト化等を含めた安定的な生産が継続できる体制の確立を推進する必要もある。

■高収益集約的農業の振興

都市近郊である本市農業の利点を最大限活用し、収益性の高い生鮮野菜や花き等の生産基盤として水田を活用する。

特に、需要が安定的な増大傾向にある大納言小豆やブランド京野菜といった「京」並びに「亀岡」ならではの伝統的な特産品について、品質や付加価値を高めるとともに、一層の生産拡大に努め、多様な消費者、市場ニーズに対応した特色ある農業を展開し経営の安定を図る必要がある。

■地産地消に対応した多様な生産

本市は、都市近郊に位置しており、生産者の顔が見える新鮮な農産物を求める地産地消への需要に応えられる立地条件を有している。

そのため、農産物直売所や直接出荷流通等を通じて供給し得る多様な農産物を、少量ずつであっても販売することが可能である。

こうした地産地消に向けた農産物の生産については、専業農家をはじめシニアファーマーなどの育成を図り、平坦部から山間部までの水田において生産することができるため、土地利用型作物の栽培に適さない市街地や中山間地での地域を活かした生産を推進する。

■耕畜連携による農業の推進

従来から畜産の盛んな地域特性を活かし、耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料用作物の生産を推進し、自給飼料の増産を図ることにより自給力、自給率の向上を図る。

また、市内で排出される畜産糞尿や籾殻を利用して製造される堆肥を農地に還元することで、水田の地力を増進するとともに、地域内の資源循環による有機農業を推進することによって環境負荷を低減し、持続可能な水田環境をめざす。

②作物振興の方向

経営所得安定対策を活用する中で、農用地を最大限利活用し、需要に応じた農産物を計画的に生産することで、環境や食味に配慮した売れる米づくり、高品質な麦、大豆、小豆、ブランド京野菜等の生産振興を図る。

A. 水稻

亀岡市の水稻生産力は高く、単位面積あたりの収量は、**約542kg／10a**と近畿地方の上位にある。この生産力を生かしつつ、『売れる米づくり』を推進するため、需要に応じた品種の作付け及び品質の更なる向上を図るとともに、栽培履歴の記帳や消費者への開示によるトレーサビリティシステムを確立し、安全・安心な米づくりに取り組む。さらに、より高度な取り組みとして、本協議会が主体となって地域の環境や資源を生かした特別栽培米の生産を推進する。酒造好適米『祝』については、酒造業者との連携を強化し、適地適作を基本に取り組む。

府内水稻の約2割を占める『キヌヒカリ』の主産地・南丹地域において『特A』獲得を目指し、09年に「京都丹波米良食味推進協会」を設立。

JA京都本店に事務局を置き、栽培技術と生産意欲を高めるため、ほ場での共励会や食味審査「おいしいお米コンテスト」、「営農情報発信」などに取り組み、生産者の良食味作りの機運を盛り上げてきました。

亀岡市を含む、京都・丹波産『キヌヒカリ』が、日本穀物検定協会が発表した<2016年産から2018年産米の食味ランキングにおいて、5段階評価で最高評価となる『特A』を3年連続で獲得しています。今後も、特A獲得に向けて取り組んでいきます。

B. 麦

二条大麦については、従来からビール会社との契約により集団で栽培され、現在においては、ほ場整備田を主体に栽培方法、栽培管理を適切に行い、収量品質において一定の成果を上げている。

また、需要の変化に対応する為、小麦の生産にも着目し、パン用適正を備えた品種せときららの生産においても、実需者からの評価を得ている。

今後、麦作情勢の変化、実需者の要望の変化に対応できる麦作産地として、集落営農を中心に、高品質、付加価値の高い生産を目指す。

C. 大豆

麦と並ぶ転作の土地利用型作物として、集団栽培を基本に作付けされているが、栽培技術の改善による高収量化が課題である。麦と同様、実需者の求める高品質で安全・安心な大豆の生産量の確保、高品質生産につなげられる均一的な栽培管理技術の向上並びに省力化、低コスト化を進める。

D. 小豆

亀岡市は、古くから京料理、京菓子の食材を供給してきた歴史があり、今日においても、京都丹波大納言小豆、馬路大納言小豆などの高品質な小豆の産地として作付けが継続されている。和菓子店からの評価も高く、需要が安定的な増大傾向にあることから、需要に見合った生産量の確保に向け、本市の特産品に位置付ける。種子更新、栽培履歴の記帳の徹底、安定出荷できる機械化体系の確立及び主体的な担い手の育成を図ることにより、より一層、生産振興並びに生産拡大を図る。

E. 野菜

都市近郊立地条件を生かした『生産者の顔の見える野菜生産』を基本に、多様な担い手による旬の野菜の提供による地産地消を推進する。

地域の直売所向けに多品目少量生産の園芸品目についても、環境にやさしい農業生産技術を導入し、一層の生産振興を図る。

京野菜のブランド認証品目の作付けについては、消費者のニーズを的確にとらえ、京都こだわり生産認証事業に基づき栽培履歴の記帳、栽培方法の均一化に努め、安全・安心な生産を進める。

ブランド認証7品目（みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん、紫ずきん）については、生産部会活動を中心に栽培技術の向上、市場動向調査及び販売促進活動等により、生産量の確保、拡大を進める。また、認証品目のさらなる拡大を図る。

地域の直売所においては、年々販売額を増しており、「生産者の顔の見える野菜生産」を基本に多様な担い手の新たな育成を行うとともに「旬の味を届ける」を合言葉に地産地消活動を推進する。

F. その他土地利用型作物

畜産の盛んな地域特性を背景とした飼料用作物が作付けされている。

一方、耕畜連携による自然循環型農業を推進するため、畜産農家の需要に応じた飼料用作物や、W C S用稲、新規需要米の栽培を進める。

なお、上記の作物の作付けによっても対応できない農地については、水田機能を保全し、常に需要に応じた作物の生産が可能な状態に維持する。

地域特産品を活用した加工用農産物については、品質向上と安定生産を図る。

③生産振興計画のための方策

農業改良普及センター並びに J A 京都による積極的な営農指導を展開するとともに、経営所得安定対策の活用を通じて、地域農業の活性化と各品目の生産振興を図る。また、人と環境に配慮した環境に優しい農業を推進するため、低農薬、無農薬等の生産を推進する。

④販売促進のための方策

水稻については、環境と品質に配慮した『京都丹波米』として、安定的に市場流通させることにより、ブランド確立と販売力強化を推進する。

麦、大豆、小豆等についても、J A 系統を通じた安定的な販売を基本として市場競争力の確保に取り組む。豆類については、品質、規格の統一と早期出荷による有利販売に結びつける。

また、ブランド京野菜等の一定量の生産を行う作物については、J A 生産者部会の組織育成を核として市場等での優位性を確保する。

一方、少量多品目の季節産品については、農産物直売所や、ふるさと納税の返礼品として、販売を促進することとする。

以上の販売促進を側面的に支援するため、消費者に向けた啓発を強化することとし、各農産物のパンフレット配布やホームページ等での情報提供、地産地消運動と連動した「食」と「農」の理解促進活動を展開する。

3) 担い手の育成及び土地利用集積の将来方向

①担い手育成の基本方向

府内有数の穀倉地帯である本市は、京阪神都市圏に隣接する立地から農業の兼業化や農業従事者の高齢化も進行してきたことによって、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。こうした状況の下で、中核的な農業者はもとより、兼業農家や女性農業者、高齢者、集落営農組織などの多様な担い手により、地域農業や農村社会の維持・発展を図る必要がある。

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域における他産業並みの所得を確保できる中核的担い手の育成を図るとともに、個別営農から農作業受託組織など組織的な担い手の育成と機能強化、女性や高齢者の能力の発揮、新規就農者を確保、育成していく。

■地域の実情に応じた担い手の育成・確保

農業が産業として発展していくためには、意欲を持つ農業者が、他産業と同等の労働時間で同等の所得を確保できる経営体制を確立する必要がある。このため認定農業者をはじめとした中核的な担い手の育成を図るとともに、個別営農が困難な地域においては、集落内での農作業受託組織や営農組織の法人化等を進めることとする。また、シニアファーマー等の担い手としての育成・参画による能力発揮、新規就農者の確保に向けた支援を積極的に進めることとする。

■地域の実情に応じた継続性のある強い亀岡農業の構築と実践

農業は、安全・安心な食糧生産と供給だけでなく、豊かな生態系や自然環境の保全、地域社会の維持、発展など多様な役割を担っている。

生産性の高い地域営農体制の確立に向けて集落営農の育成、法人化等を進めるとともに、担い手への土地利用集積（規模拡大）、経営相談などの支援（経営安定）並びに消費者・市場ニーズに対応した売れるものづくりに取り組む。

亀岡産野菜は、ふるさと納税の返礼品としての人気も高いことから、多様な生産者の育成に努め、生産品目の拡大や生産量の増大を行う。

■地産地消の推進による亀岡の農業・農村の振興

安全・安心な亀岡産食材を消費者に提供し、消費される仕組みづくりを進めるとともに、産業としての亀岡農業を広くPR、情報発信するため、地産地消をキーワードに、多様な施策を実施していく。

生産者、消費者、行政が一体となって地産地消に取り組むことにより、生産者の営農意識の向上と消費者の農業に関する愛着や関心が深まり、地元産農作物の消費拡大に結びつけることにより、亀岡の農業・農村の振興を図る。

②土地利用集積の基本方向

経営感覚に優れた農業経営体の育成を図るため、土地利用型農業により発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理事業を活用しつつ、農地の貸し手と借り手に係る情報を一元的に把握し、両者を適切に結びつけ、効率的な土地利用が図れるよう利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化、連坦化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう関連施策を推進する。

4) 産地経営構造改革に向けた集落の連携方向

現在、亀岡市において組織されている集落単位の118農家組合（営農組合）、町単位の18営農組合（振興協議会）及び「川東地区」ならびに「西部地区」の農業振興協議会は、地域営農の実情に応じた生産組織であると同時に、農業生産法人等の組織経営体への発展母体として重要な位置付けを持っている。

このような中で、地域農業のあるべき姿として、「集落」が中心であった今日までの集落営農の取り組みを町域等の「地域」での取り組みへと拡大することとし、農用地の利用調整によって個別営農から任意の農作業受託組織による経営へ、さらには、法人化等による永続的な生産体制の確立へと段階的な発展をめざす。

また、町域での地域営農に積極的な取り組みを行う営農組合等に対しては、事業等の導入によって、ソフト・ハード両面からの支援を行い、目標達成を確実なものとする。

3. 具体的な目標

1) 作物別生産振興目標

地域で振興する主要な品目の作付面積の目標は、以下のとおりとする。

(単位：h a)

品目	作付面積実績 (R2 年度)	作付予定面積 (R3 年度)	目標 (R5 年度)
主食用米	1351.4	1347.7	1339.9
酒造好適米	42.5	42.5	42.5
飼料用米	10.6	10.7	10.8
米粉用米	0	0	0
WCS用稲	4.1	4.1	4.1
加工用米	24.7	24.9	25.4
麦	95.7	96.7	98.5
大豆	11.0	11.1	11.3
小豆	76.7	78.0	79.5
飼料作物	0.9	0.9	0.9
そば	6.0	6.0	6.1
野菜	172.1	173.8	177.2
花き	6.5	6.5	6.7
果樹（新植くり）	0.2	0.2	0.2

2) 担い手育成の目標

①認定農業者等の現状と育成目標

	法認定 農業者	地域認定 農業者	認定新規 就農者	計
現 状	8 8	1 7	2 9	1 3 4
目 標	9 0	2 0	3 5	1 4 5

③農業法人の現状と育成目標

	農 業 法 人	うち認定農業者		
			うち農業生産法人	うち特定農業法人
現 状	3 3	2 3	2 2	1
目 標	4 0	2 5	2 4	1

3) 担い手の明確化

従来から、集落営農や地域営農が主体となって組織的な水田の利用調整を行い、土地利用型作物の集团的作付けに取り組んできた地域特性を踏まえ、亀岡地域においては、集落単位の118農家組合（営農組合）、町単位の18営農組合（振興協議会）及びその他の地域営農組織を地域農業の担い手と位置付ける。

また、地域農業の核となり得る農業者として、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者（法認定）、亀岡市地域農業担い手認定制度に基づく認定農業者（地域認定）、農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者、農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者及び京力農場プランに位置付けられた経営体についても地域農業の担い手と位置付ける。

4. 産地経営構造改革実現のための手段

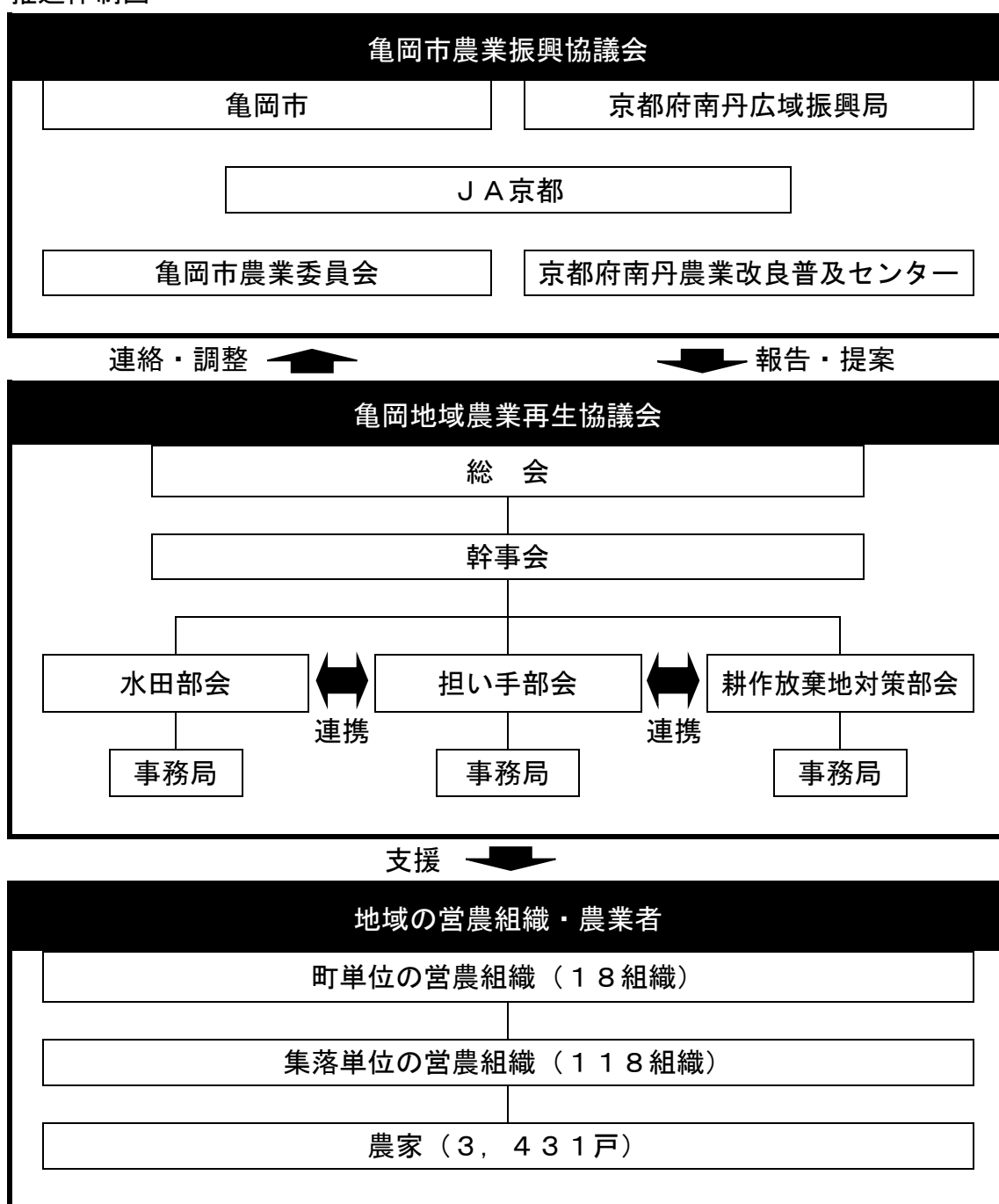
1) 推進体制

経営所得安定対策のもと、戦略作物の生産振興をはじめ、地域振興作物

を生産する担い手の問題や農地の問題を合わせて議論し、関係者が一体となって地域農業の方向付けを行っていく。

「亀岡地域農業再生協議会」を中心に、常に本方針の進行にかかる検証を行いながら課題を整理し、その解決についての協議を行う中で目標達成をめざす。なお、協議会での協議等にあたっては、関係機関で構成する亀岡市農業振興協議会と常に連携を図るものとする。

推進体制図



2) 水田活用対策

亀岡農業の推進のため、集落単位の農家組合及び町単位の営農組合等を中心とする米の生産目標の推進を図る。

水田活用に係る目標達成のため、振興作物の生産拡大と品質向上に資する産地化を実施する。

①米の需給調整

計画的かつ確実な米の需給調整を支援するため、『米の生産目標（目安率）』を定める。

②振興作物

経営所得安定対策の推進に向け、亀岡地域の振興作物を、次のとおり『米』、『戦略作物』、『地域振興作物』に区分する。

A. 米

地域の基幹農作物である米の販売力強化のため、栽培履歴の記帳や消費者への開示によるトレーサビリティシステムの確立と京都丹波米の良食味推進・拡大運動の推進による安全・安心な米づくりを振興する。

B. 戦略作物

- ア. 麦
- イ. 大豆
- ウ. 飼料作物
- エ. W C S用稲
- オ. 飼料用米、米粉用米
- カ. 加工用米
- キ. 小豆
- ク. そば

C. 地域振興作物

- ア. ブランド京野菜

(みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん・紫ずきん)

- イ. 野菜
- ウ. 花き
- エ. 新植くり

3) 経営所得安定対策等の活用

農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために交付金を活用する。

A. 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して、交付金を直接交付する。

B. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（じゃがいも）、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する。

①数量払 ②面積払（営農継続支払）

【対象者】※認定農業者、集落営農、認定新規就農者（全て規模要件なし）

C. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

加入者は、あらかじめ一定額の積立金を拠出することで、米、麦、大豆等の当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補填する。（米価等が下落した際に収入を補てんする制度はナラシ対策のみ）

【対象者】※認定農業者、集落営農、認定新規就農者（全て規模要件なし）

【非対象者】※収入保険制度加入者

※ 認定農業者、認定新規就農者になるには

（認定農業者になりたい方、新たに農業を営もうとする青年等の方）

農業経営改善計画を作成（農業の5年後の目標や取組等を内容とする） →

市へ申請 → 市が認定 → 認定農業者、認定新規就農者

（申請が通れば、年齢や経営規模を問わず認定を受けることが可能）

4) 担い手・農地総合対策の活用

A. 機構集積協力金（経営転換協力金）

農業部門の減少による経営転換や相続、高齢等で離農する際に農地中間管理機構へ自作地の貸付けを行った農業者等に対して協力金を交付する。

B. 集落営農の法人化等推進支援

法人化した集落営農に対する事務費支援。（1法人当たり定額25万円）

5) 京力農場プラン（人・農地プラン）に関連する国施策の活用

A. 農業次世代人材投資資金（経営開始型）

次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、経営開始1年目から3年目までは一人当たり年150万円、4年目及び5年目は年120万円を交付する。

B. 機構集積協力金（地域集積協力金）

京力農場プランに基づき、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域に、貸付割合に応じて協力金を交付する。

C. スーパーL資金の金利負担軽減措置

京力農場プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者については、貸付当初5年間の金利を利子助成により実質無利子化。

D. 強い農業、担い手づくり総合支援交付金

京力農場プランに位置づけられた地域の中心となる経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付（補助率上限3／10）することにより、主体的な経営展開を支援する。

6) 京力農場プラン（人・農地プラン）に関連する府施策の活用

A. 集落連携100ha農場づくり事業

持続可能な集落営農組織を育成するため、規模拡大や農業用施設・機械の整備などを支援する。

7) 京力農場プラン（人・農地プラン）に関連する市施策の活用

A. 地域担い手応援事業

地域における個人の担い手確保・育成を図るため認定農業者等の農業機械等の導入を支援する。

4 水田農業に関連する補助事業の紹介

1 作物づくりを支援する事業

1) 経営所得安定対策等

水田活用の直接支払交付金（転作作物） **国、府、市**（P.43 参照）

概要：水田を活用した対象作物の作付面積に応じて交付金が交付されます。

対象：販売目的で対象作物（P.37 参照）を生産する販売農家・集落営農組織等

交付額：作付別交付金単価（例）（P.43 参照）

2) 特産品小豆生産振興助成事業（市）

概要：良品質な小豆の生産拡大を支援するため、小豆を生産する農業者に助成金が交付されます。

対象：販売用小豆を生産した販売農家・集落営農組織等

助成額：1,500円／10a

2 環境に優しい農業を支援する事業

1) 安全・安心の農産物生産支援事業（市）

概要：市内製の畜産堆肥をまとめて散布する場合に、散布費用の一部が助成されます。

対象：50a 以上（6,000円／10a 以上）畜産堆肥を散布する営農組織等

助成額：営農組織に500円以内／10a、農業者に3,000円以内／10a

2) エコファーマー認定制度（府）

概要：①土づくりに関する技術 ②化学肥料低減技術 ③化学農薬低減技術の3つに取り組む農業者等を京都府知事が認定する制度です。

メリット：農産物に「エコファーマー認定」の表示をして安全性をPRできます。

3 有機農業を支援する事業

1) 有機 J A S 認証支援

概 要：現在詳細調整中

2) 土壌分析支援

概 要：現在詳細調整中

3) 特別栽培米実証田設置支援

概 要：現在詳細調整中

4 組織づくりを支援する事業

1) 集落営農育成強化事業（市）

概 要：集落・町の営農組織の体制強化に向けた活動に必要な経費の一部が助成されます。

対 象：町単位の営農組織

助成額：基礎支援（面積・戸数配分）＋活動支援（取り組む活動内容に応じて）

2) 集落連携 100ha 農場づくり事業（府）

概 要：京力農場プラン作成地域における複数の集落営農組織の連携等による、規模拡大や高収益作物生産など収益力向上に向けた新規導入作物の試験栽培や農業用施設・機械の整備などの取り組みに対して助成されます。

5 施設整備等を支援する事業

1) 「京の米」生産イノベーション事業（府）

概要：環境や食味に配慮した米づくりや低コスト生産に必要な機械の導入に必要な経費の一部が補助されます。

対象：3戸以上の農業者で組織する団体、農業生産法人等

補助率：機械導入費用の4／10以内（一部1／2以内）

2) 京の地域特産物応援事業（府）

概要：大豆、小豆等の省力生産に必要な機械の導入や実証活動に必要な経費の一部が補助されます。

対象：3戸以上の農業者で組織する団体、農業生産法人等

補助率：機械導入費用の4／10以内等（一部1／2以内）

3) 京野菜生産加速化事業（府）

概要：多様な流通に対応した広域的な園芸産地づくりや産地の核となる担い手を中心とした園芸産地づくりの推進に必要なパイプハウス整備費用の一部が補助されます。

対象：新設パイプハウス

受益戸数3戸以上、受益面積40a以上

補助率：施設整備費用の4／10 ～ 1／2以内

4) 強い農業担い手づくり総合支援交付金（国）

概要：京力農場プランに位置付けられた中核的担い手が融資を受け、農業用機械等を導入する場合に補助金が交付されます。

補助率：事業経費の3／10以内等

5) 地域担い手応援事業（市）

概要：京力農場プランに中核的担い手として位置づけられた認定農業者等の農業機械等の導入に必要な経費の一部が補助されます。
補助率：事業経費の1／2以内（助成金上限額150万円）

6 経営改善を支援する制度・事業

1) 担い手認定制度

概要：意欲ある農業経営者の経営改善計画を法に基づき認定する制度です。
（国基準：法認定／市基準：地域認定）
メリット：資金融資、税制特例などを受けることができますようになります。

2) 青年等就農計画制度

概要：新たに農業を始める新規就農者が作成する青年等就農計画を市が認定する制度です。
メリット：青年等就農資金（無利子の貸付金）等の支援を受けることができますようになります。

3) 農業経営改善関係資金

概要：農地取得、機械・施設改良、及び長期運転資金に必要な資金が融資されます。
対象：認定農業者、集落営農組織等
利率：借入時の金利は、金融情勢により変動します。

4) 農業経営基盤強化準備金制度

概要：経営所得安定対策交付金等の交付金について、税制上の優遇措置が受けられます。

対 象：青色申告を行う認定農業者等

5) 農業経営チャレンジ支援事業（府・市）

概 要：地域農業の担い手の確保・育成を図るため、農業への新規参入希望者を技術習得から就農まで一貫して支援する実践的な研修の場を整備し、意欲と意志を有する将来の地域農業を牽引する中核的な担い手を育成するための経費の一部が補助されます。

対 象：新規就農希望者

助成額：研修用農地整備費、農機及びパイプハウス等の借上費等の10/10、「担い手づくり後見人」活動費10/10（定額）

6) 農の担い手新規就農支援事業（市）

概 要：認定農業者が将来の地域農業を担う新規就農希望者に対する農業の生産及び経営技術の習得等を研修・指導するために要する経費の一部が助成されます。

対 象：認定農業者

助成額：認定農業者が新規就農希望者に生産及び経営技術の習得等を研修・指導するために要する機械等借上費、ハウス借上費、農地借上費の各対象経費の1/2を限度とする。（補助金上限額25万円）

7) 農業次世代人材投資資金（経営開始型）（国）

概 要：次世代を担う農業者となることを目指す者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。

給付額：経営開始1～3年目150万円

4～5年目120万円（最長支給5年間）

8) 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）（国）

概 要：米、麦、大豆等の当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補填します。

対策加入者は、あらかじめ一定額の積立金を拠出します。

対 象：収入保険制度に加入していない認定農業者、共同販売経理をしている集落営農組織等や担い手

7 農地の利用調整を支援する制度・事業

1) 農用地利用改善団体制度

概 要：地域の農地の利用調整を行う組織として認定する制度です。

メリット：地域内農地の利用集積の手続きが簡略化されます。

2) 特定農業団体・特定農業法人制度

概 要：農用地利用改善団体から、地域の農地の預り手に指定された組織又は農業経営を営む法人のことで、耕作者がいない農地を引き受ける義務が生じます。

メリット：農地を取得するための資金に免税措置が受けられます。

3) 農地中間管理事業

概 要：平成26年度から創設された農地集積を進める仕組みであり、農地中間管理機構が農地の所有者から農地の貸し付けの申出を受け、意欲ある農業者に貸し付けする事業です。

メリット：担い手にとっては、多数の農地所有者と交渉する必要もなく、農地を面的にまとめることによって、効率的な農作業が可能となり生産性の向上につながります。

また、一定の要件を満たせば、地域または集積に協力した土地所有者等が機構集積協力金を受領できます。

8 農地の保全を支援する事業

1) 多面的機能支払交付金（国）

①農地維持支払交付金

概要：農地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動を支援します。

対象：地域ぐるみの活動組織等

助成額：田3,000円／10a等

②資源向上支払交付金（共同活動）

概要：水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全活動を支援します。

対象：地域ぐるみの活動組織等

助成額：田2,400円／10a等

※ただし、農地・水保全管理支払交付金から通算した継続年数や活動内容によって減額になる場合があります。

③資源向上支払交付金（長寿命化）

概要：農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の取り組みを支援します。

対象：地域ぐるみの活動組織等

助成額：田4,400円／10a等（満額の場合）

2) 中山間地域等直接支払交付金（国）

概要：中山間地域の集落において締結された集落協定に基づいて行われる農業生産活動に対して支援されます。

対象：中山間地域等（急傾斜地のみ）において集落協定を締結し、市の認定を受けた集落

助成額：田 21,000円以内／10a

畑 11,500円以内／10a等

3) 環境保全型農業直接支払交付金（国）

概要：地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い環境保全型農業の取組に対して支援されます。

対 象：国際水準GAPを実施する農業者による団体又は集落営農組織
助成額：8,000円／10a等

4) 鳥獣害対策事業（市・亀岡市有害鳥獣対策協議会）

概 要：地域ぐるみによる有害鳥獣対策が支援されます。

- ①捕獲につながる防除柵の自力設置
- ②狩猟（ワナ）免許の取得

対 象：集落営農組織等

補助率：①年度毎に変動します。（防除柵の種類ごとに上限単価あり）

- ②免許取得経費の一部

9 都市住民との交流を支援する事業

1) 市民農園・農業体験農園開設補助事業（市）

概 要：市民農園・農業体験農園の開設に必要な設備の購入に要する経費の一部が補助されます。

対 象：市民農園等の開設者

補助率：経費の1／2以内（上限20万円）

10 食と農のつながりづくりを支援する事業

1) 学校における食農学習推進事業

概 要：希望する小中学校において、農業者の協力のもと、栽培から収穫・調理までの体験を通じ、子供達に食と農のつながりを学ぶ機会を提供します。
対 象：市立小中学校の児童・生徒

2) 学校給食への食材提供

概 要：地元産農産物の給食利用、給食だよりによる地元産農産物の情報発信を支援することによって、子供達に地元産農産物を知る機会を提供します。
対 象：市立小学校の児童

3) 有機農産物給食利用支援

概 要：有機農業推進の一環として、給食の食材としての有機野菜の利用を支援します。
対 象：市立保育所の園児（試行実施のため一部）

4) ふるさと料理塾

概 要：地元産農産物を使った食事を伝える中で、食と農についての理解促進を図ります。
対 象：一般応募された方

5) 直売活動支援事業

概 要：地元産農産物の販売拡大や情報発信を目的に、直売所等のPR活動を支援します。
対 象：亀岡市直売連絡協議会に加入されている直売所等

「京力農場プラン」とは

- ◆ 5年後、10年後、
地域の誰が、何を、どこで、どうやって
営農するのか、地域全体で話し合い、
まとめた「地域の将来設計」です。

- ・将来、どんな地域を目指しますか？
- ・地域の営農の中心になるのは誰ですか？
- ・地域のどこの農地を活用しますか？
- ・どんな品目を栽培しますか？



- ・地域全体で集落営農に取り組んで、次の世代に農地を引き継いで行きたい！
- ・担い手の作業効率を上げたり、栽培管理を行いやすくするために、担い手や栽培に応じて、地域の農地をまとめよう！
- ・地域には担い手がいない。新規就農者や企業を積極的に受入れよう！
- ・地域の特産物の作付け面積を拡大しよう。直売所を設置して、販売にも取り組もう！

「京力農場プラン」って、どうやって作るの？

- ◆ **集落** もしくは **旧村単位** で作成します。

- ◆ みんなで **地域の現状や課題を出し合って** 確認しましょう。

- ① 営農について地域のみんながどう考えているか、**アンケートで調査**します。

《例えば・・・》

耕作面積は？年齢は？
後継者はいますか？
農業用機械、設備の調子はどうですか？
どんな作業ができますか？
5年後、10年後も営農できますか？

A さん



後継者がいないなあ・・・

B さん



機械を更新しようかなあ・・・

C さん



新しい品目に挑戦したいなあ・・・

- ② アンケートの結果から、**営農者の年齢層、後継者の有無**など、**現状を書き込んだ地図**を作ります。



- ③ 地図を見ながら、誰が、どこの農地で、どんな営農をするのか、**5年先、10年先の地域の農業の姿についてみんなで話し合**いましょう。

- ・5年後には、農地を任せたい。
- ・機械の更新時期に合わせて、共同利用を始めたい。



- ・農地を預かって規模拡大したい。
- ・農作業手伝いならできる。

「京力農場プラン」は一度作成すれば終わりではなく、そこからスタートです。
地域の様子は日々変わっていきます。変化する地域の状況にあわせて、みんなで話し合い、みんなで作り上げ、実践し、そしてまた修正していくことができる、地域の農業とともに進化する計画です。

「京力農場プラン」を作って、いいことはあるの？

- ◆ 地域の課題やこれからの営農について
地域みんなで話し合う
きっかけになります。



若い人もベテランの人も
考えを出し合って、
何度も話し合ったよ

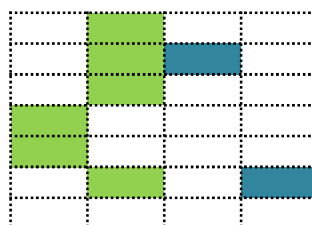
- ◆ **5年先・10年先の地域の営農の姿を地域で共有**できます。

何度も話し合い、将来の姿が共有され、
農地の調整や作業分担、新たなチャレンジなどにも繋がります。

《例えば…》

話し合いの中で明確になった後継者のいない農地を活用して、新たな品目の作付けに取り組む。

(例)



■ 現在、預かってほしい農地
■ 5年後、後継者のいない農地

■ 新たに小豆の集団栽培に取り組む
■ 担い手に預ける

《例えば…》

主だった営農活動は担い手に集約し、日々の周辺作業は地域全体で協力する体制に取り組む。

耕起、作付、収穫、調整など主な営農活動
(担い手・生産組織)



連携

畦畔・水路・農道の管理など周辺作業
(地域全体)



- ◆ 補助事業や制度資金の優遇措置など、目指す地域の農業の姿を
実現するために、活用できる手段が広がります。



話し合うきっかけは、地域の中にたくさんあります！

多面的機能支払「地域資源保全管理構想」／ 中山間直接支払交付金「集落協定」
ほ場整備地域における営農計画／ 鳥獣害防止柵の設置／ Uターン・Iターンの受入れ
個人所有の機械設備が壊れてしまった … など

環境に優しい農業を行う

エコファーマーをご存知ですか

エコファーマーとは、京都府における持続性の高い農業生産方式導入指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、京都府知事の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。

■ 使用例

(例1)

環境にやさしい農業を行っています



(例2)

環境にやさしい農業をはじめました



(例3)

エコファーマー eco farmer



エコファーマーになるには、対象作物ごとに府の導入指針で定められている、以下の技術に取り組むことが必須です。

(A～Cの技術ごとにいずれかの技術を導入することが必要です)

A：土づくり技術

- ① たい肥等の有機物施用 ② 緑肥作物の利用

B：化学肥料低減技術

- ① 局所施肥 ② 肥効調節型肥料施用 ③ 有機質肥料施用

C：化学農薬低減技術

- ① 温湯種子消毒 ② 機械除草 ③ 除草用動物利用 ④ 生物農薬利用
⑤ 対抗植物利用 ⑥ 抵抗性品種栽培・台木利用 ⑦ 天然物質由来農薬利用技術
⑧ 土壌還元消毒 ⑨ 熱利用土壌消毒 ⑩ 光利用、被覆栽培
⑪ フェロモン剤利用 ⑫ マルチ栽培

農薬を使用される皆様へ

● 農薬の使用については、十分注意してください。

- ① 農薬はラベルに記載されている説明どおりに使用してください。
- ② 防除器具は良く洗浄してください。
- ③ 栽培履歴帳に記入するようにしてください。
- ④ 農薬は飛散しないように散布してください。

農薬を飛散しないようにするには！

1 気を遣う

- ・風の弱い日に散布する。(周辺のは場の方にも声かける)
- ・は場の端では、ノズルをは場の内側に向けて散布する。
- ・圧力は弱い目に調整して散布する。
- ・適正な散布量を散布する。
- ・隣のは場との間隔をあける。

2 資材を使う

- ・防風・防虫ネット、ビニールシート、ビニールハウスを使う。
- ・ソルゴーを使う。(植える)
- ・ドリフト(飛散)低減ノズルを使う。
- ・フード付きノズルを使う。
- ・粒剤を使う。

3 知恵を使う

- ・近接の作物にも適用のある農薬を使う。
- ・ポジティブリスト制度対象外のフェロモン剤、銅剤、生物農薬などを使う。
- ・近接の作物の植付け前、収穫後に病虫害防除をする。
- ・化学農薬だけに頼らない防除体系(耕種的防除法など)を取り入れる。

4 地域(産地)で取り組む

- ・農薬飛散防止に地域全体で取り組み、特産物の安全性を消費者にアピールする。

春の農作業安全運動を進めましょう

運動期間：4月1日～6月30日

春の農繁期となり、農業機械を使う機会が多くなります。以下の重点事項に留意しつつ、特に春の呼びかけ事項に注意して、地域での農作業事故ゼロを目指しましょう。

『見直そう！農業機械作業の安全対策』

<春の重点呼びかけ事項>

1. 機体大きいトラクター及び田植機の運転では、運転席からは見えない死角が多く存在する。死角などにも十分に注意し、後進時にはより慎重に運転しよう。
2. トラクターや田植機など農業機械の点検・異常発生時には必ずエンジンを停止し、十分な安全を確保して作業しよう。
3. 耕耘機での後退時は後方確認を徹底し、転倒や巻き込まれによる事故を防ごう。
4. 刈払機は無理な体勢では使用せず、作業環境を確認しながら適切な装備で作業しよう。
5. 作業機を付けた状態で公道走行する際には、灯火器類、作業機の幅（1.7m以下）、運行速度、運転免許を確認

<事故防止のための注意事項>

1. 大丈夫と思ってもムリせず、休憩しながら余裕のある作業を心がけよう。
2. ほ場の出入りや段差を十分注意して、転落・転倒による事故を防ごう。
 - ・トラクターでの作業が終わったらほ場内でブレーキペダル連結
 - ・トラクターの道路走行は低速で
 - ・小型作業車はスピードを上げたらクラッチ操作禁止
3. 安全キャブ・フレーム付きトラクターではシートベルト・ヘルメットを着用しよう。
4. 給油の時には必ずエンジンを停止させてから行い、こぼれたらすぐにふき取り、余った燃料は適正な容器と場所で保管しよう。



京 都 府

京都府農業機械士協議会



5 水田活用の直接支払交付金における 産地交付金の活用計画

産地交付金とは、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コストを図りながら、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援するものです。

亀岡市では、「産地経営構造改革方針（亀岡地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン）」を作成し、産地交付金（地域戦略作物助成、地域振興作物助成）を活用しております。

1. 産地交付金（市設定分）

- ・国からの予算枠が一部留保されているため、今後、単価は調整する場合があります。
- ・助成要件は、国の承認を受けて正式決定となるため、現時点では未確定の内容となっています。

（１）地域戦略作物助成（麦、大豆、小豆、そば）

亀岡地域の戦略作物の作付けを奨励するため、対象作物の作付面積や取り組み内容に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
麦、大豆 小豆、そば 【基幹、二毛作】	10,000 円	・対象者は、集落営農組織、3戸以上の農業者で構成される団体、農業生産法人等。 ・販売目的で作付し、販売すること。 ・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。
小豆 【基幹】	23,000 円	・対象者は、販売農家、集落営農組織等。 ・販売目的で作付し、販売すること。 ・適切な作付け・肥培管理・収穫を行うこと。
小豆 【二毛作】	16,000 円	・対象者は、麦の収穫後に対象作物の作付けを行った販売農家、集落営農組織等。 ・麦収穫後、販売目的で作付し、販売すること。 ・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。

(2) 耕畜連携助成（飼料作物、飼料用米、WCS用稲）

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、資源循環）の対象作物の作付面積や取り組み内容に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
飼料作物 飼料用米 WCS用稲 【基幹】	10,000 円	飼料用米のわら利用 ・水田で生産された飼料用米の収穫後の稲わらを家畜の飼料として利用すること。 ・引渡しを受けた稲わらを自ら肥（飼）育する家畜に給餌することを目的としていること。 資源循環 ・堆肥は飼料作物、飼料用米、WCS用稲を給与した家畜由来のものであること。 ・自己の堆肥、散布でないこと。 ・散布量が2トン又は4m³/10a以上散布であること。 ・耕畜連携助成における利用供給協定書が締結されており、締結期間が3年以上であること。 <u>（期間満了の6ヶ月前までに文書による別段の意思表示がないときは、さらに3年間延長できるものとする）</u> 生産性向上 ・多収品種の導入、土づくり等の取組が作業日誌等で確認できること。

(3) 地域振興作物助成（ブランド野菜）

京野菜のブランド認証7品目の作付面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
ブランド野菜 【基幹】	32,000 円	・みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん、紫ずきんであること。 ・対象者は、販売農家、集落営農組織等。 ・販売目的で作付し、販売すること。 ・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。
ブランド野菜 【二毛作】	20,000 円	

(4) 地域振興作物助成 (※野菜、花き)

亀岡地域の振興作物の作付を奨励するため、対象作物の作付面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
野菜 (ブランド野菜除く) 花き【基幹】	25,500 円	・対象者は、販売農家、集落営農組織等。 ・販売目的で作付し、販売すること。 ・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。 ・永年性作物については、新植後3年を助成年限とする。 ※P34 ブランド野菜除く
野菜 (ブランド野菜除く) 花き【二毛作】	8,000 円	

(5) 地域振興作物助成 (新植くり)

亀岡地域の振興作物の作付けを奨励するため、対象作物の作付面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
新植くり 【基幹】	8,000 円	・新植くりは、当年度新植分のみ苗4本につき1aを対象とする。 販売分は対象外

3. 交付対象外

項 目	内 容
自家用作物	出荷販売しない作物
調整水田	水を張った状態で管理
自己保全管理	常に耕作が可能な状態で管理
土地改良通年施行	土地改良事業、公共工事等による休耕 (災害等復旧作業含む)
貸 農 園	管理農園として使用
定 着 作 物	果樹や栗など
育苗ハウス	水稻の育苗
養 魚 水 田	モロコ等の養魚
景観形成作物	キキョウ、コスモス、菜の花など 花き販売以外のもの 【所得増加に直接関与しない作物（販売用でないため）】
地力増進作物	ソルガム類、青刈りとうもろこし、赤クローバー等 【所得増加に直接関与しない作物（販売用でないため）】

6 水田活用の直接支払交付金（転作作物） 対象品目一覧

対象品目一覧

1 : 麦

1	小麦
2	二条大麦

2 : 大豆

1	白大豆
2	黒大豆

3 : 小豆

1	小豆
---	----

4 : そば

1	そば
---	----

5 : ブランド野菜（7品目）

1	えびいも
2	賀茂なす
3	京夏ずきん
4	聖護院かぶ
5	聖護院だいこん
6	みず菜
7	紫ずきん

6 : 野菜

1	青さやいんげん
2	アスパラガス
3	いちご
4	鶯菜
5	ウド
6	うり
7	えだまめ
8	オクラ
9	かぶ
10	かぼちゃ
11	カリフラワー
12	かんしょ（さつまいも）
13	キャベツ
14	きゅうり
15	京ラフラン
16	くわい
17	ゴーヤ
18	こかぶ

19	こごみ
20	ごぼう
21	コマツナ
22	ささげ
23	さといも
24	サニーレタス
25	さやえんどう
26	山椒
27	ししとう
28	シソ
29	シュンギク
30	しょうが
31	しろうり
32	シロナ
33	すいか
34	ずいき
35	すぐき菜
36	ズッキーニ
37	セリ
38	セルリー
39	その他つけ菜
40	そば菜
41	ターサイ
42	だいこん
43	たまねぎ
44	チシャ
45	チョロギ
46	チンゲンサイ
47	とうがらし
48	とうがん
49	とうもろこし
50	トマト
51	なす
52	なばな・はなな
53	ニラ
54	にんじん
55	にんにく
56	ねぎ
57	はくさい
58	はくさい菜
59	パセリ

対象品目一覧

60	畑菜
61	葉とうがらし
62	パプリカ
63	ばれいしょ（じゃがいも）
64	ピーマン
65	日野菜
66	フキ・山フキ
67	ブロッコリー
68	ほうれんそう
69	まくわうり
70	マコモ
71	実えんどう
72	未成熟そらまめ
73	ミツバ
74	壬生菜
75	ミョウガ
76	メロン
77	モロヘイヤ
78	やまいも
79	やまのいも
80	ユリネ
81	落花生
82	ラッキョ
83	レタス
84	れんこん
85	ワケギ
86	わさび
87	わらび
88	その他果菜類、根菜類、葉菜類

7：花き（花き市場取扱品目）

1	アーティチョーク
2	アカンサス
3	アスター
4	アスチルベ
5	甘草ユリ
6	ウイキョウ
7	ウメモドキ
8	オミナエシ
9	カーネーション
10	かいづかいぶき

11	カキツバタ
12	カラー
13	カライト草
14	カンス
15	カンパニュラ
16	ギガンチューム
17	キキョウ
18	キク
19	キソケイ
20	ギボウシ
21	切花用母樹
22	金魚草
23	グラジオラス
24	敬翁桜
25	ケイトウ
26	小ギク
27	コスモス
28	コチョウラン
29	ゴテチャ
30	さかき
31	さくら
32	笹
33	さつき
34	サンゴ水木
35	サンザシ
36	サンシュウ
37	サンダーソニア
38	シキミ
39	シャクヤク
40	しょうぶ
41	水生植物
42	水仙
43	スターチス
44	ストック
45	センニチコウ
46	センリョウ
47	ダリア
48	チューリップ
49	つつじ
50	ツノナス
51	つばき

対象品目一覧

52	ツルウメモドキ
53	デルフィニウム
54	トラの尾
55	トルコギキョウ
56	ナデシコ
57	ナナカマド
58	菜の花
59	ナンテン
60	ハギ
61	ハス
62	パニカム
63	葉ボタン
64	バラ
65	パンジー
66	パンパスグラス
67	ヒオウギ
68	ビオラ
69	ヒペリカム
70	ヒマワリ
71	ブブレ
72	フリージア
73	ブルースター
74	ヘダラ
75	ポインセチア
76	ホオズキ
77	ボケ
78	ホトトギス
79	ホワイトレース
80	マトリカリア
81	まんさく
82	ミソハギ
83	もみじ
84	ヤナギ
85	ユキヤナギ
86	ユリ
87	ラークスパ
88	リンドウ
89	ルリ玉あざみ
90	ロウ梅
91	ワレモコウ
92	その他花き

7 水田活用の直接支払交付金

水田で、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

戦略作物助成※1

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a※3

※1 基幹作物のみ対象

※2 飼料用とうもろこしを含む

※3 過去実績から標準単収以上の収量が確実だったと認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価（8万円/10a）で支援

＜飼料用米、米粉用米の交付金単価変動について＞

収量が標準単収値であった場合、交付金単価は80,000円/10aです。収量が1kg増減するにあわせ、交付金単価も約167円増減します。（上限：基準単収値±150kg）
※標準単収値は再生協議会が前年度の収量等をもとに算出しています。

水田農業高収益化推進助成

- ①高収益作物定着促進支援（20,000円/10a×5年間）※②とセット
- ②高収益作物畑地化支援（175,000円/10a）
- ③子実用とうもろこし支援（10,000円/10a）

基本的運用

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援します。

※注意：当該助成については、すべて農地の「畑地化」が要件です。

畑地化をすると、転作に係る交付金を申請する要件が消失します。

参考：令和3年度 経営所得安定対策等の概要P.15～17

8 産地交付金（府設定分）

「京都ブランド」の生産拡大

対象品目	当初単価	助成要件
紫ずきん・京夏ずきん	3,600円/10a	京都こだわりの栽培指針に基づき栽培し、出荷されたもの
小豆	7,200円/10a	1. 5ha以上の栽培面積を有していること
	[上乘せメニュー] 3,600円/10a	上記の要件を満たし、かつ次のいずれかを満たす ア：堆肥または土壌改良材散布による土づくり イ：額縁明渠設置や深耕等による排水対策
黒大豆	7,200円/10a	10a以上の栽培面積を有していること
京都府育成品種 加工用米「京の輝き」	8,400円/10a	種子更新を行い、240kg(8袋)以上の出荷契約を締結していること 府酒造連(組合)への出荷
小麦	1,800円/10a	品質向上のため、開花時期に追肥を行うこと

戦略作物の生産拡大

対象品目	当初単価	助成要件
加工用米 [京の輝き]以外の品種 も含む加工用米の総計	10,800円/10a	次のいずれかを満たす ア：加工用米出荷契約数量を、前年産より150kg(5袋)以上増加すること イ：堆肥または土壌改良資材散布による土づくり
WCS用稲	5,000円/10a	次のいずれかを満たす ア：多収品種の導入 イ：堆肥散布による土づくり
	8,600円/10a	生産者と実需者等の間で3年以上の複数年契約を締結した場合、初年度に契約面積に応じて助成

国の地域の実績に応じた追加配分

対象品目	当初単価	助成要件
飼料用米・米粉用米	12,000円/10a	生産者と実需者等の間で3年以上の複数年契約を締結した場合、契約面積に応じて助成
そば・なたね 新市場開拓用米	20,000円/10a	当年における作付け面積に応じて助成

参考：令和3年度 京都らしい地域農業の確立を目指して！！P.32

9 令和3年度経営所得安定対策等交付金一覧表

交付金額／10a

作 物 名	水田活用の直接支払交付金（転作作物）【上段：基幹】【下段：二毛作】							
	戦略作物助成 【国設定】	産地交付金【亀岡市設定】※1				産地交付金 【京都府設定】		交付金合計
		地域戦略作物助成		耕畜連携助成	地域振興 作物助成			
		団地栽培	小豆					
水 稲								0
麦	35,000	10,000 (10,000)				【小麦】 開花時期に追肥 1,800 (1,800)		35,000～46,800 (11,800)
大 豆	35,000	10,000 (10,000)				【黒大豆】 基幹＋二毛作 10a以上作付 7,200 (7,200)		35,000～52,200 (10,000～17,200)
飼料作物	35,000			10,000				35,000～45,000
飼料用米 米粉用米	55,000～105,000 数量払			10,000 飼料用米のみ		複数年契約 (3年以上) 12,000		55,000～127,000
WCS用稲	80,000			10,000		生産性向上 5,000 複数年契約(3年以上) 8,600		80,000～103,600
加工用米	20,000					【京の輝き】 種子更新、 240kg以上出荷契 8,400	前年から150kg以上契約増 若しくは土壌改良 10,800	20,000～39,200
そ ば		10,000 (10,000)				基幹のみ 20,000		20,000～30,000 (10,000)
小 豆		10,000 (10,000)	23,000 (16,000)			基幹＋二毛作 1.5ha以上作付 7,200 (7,200)	【上乗せメニュー】 土づくり 若しくは排水対策 3,600 (3,600)	23,000～43,800 (16,000～36,800)
野菜(ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ 野菜) (対象品目一覧P.37参照)					32,000 (20,000)	ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ 部会 加入者対象	【紫ずきん】 【京夏ずきん】 3,600	32,000～35,600 (20,000)
野 菜 (対象品目一覧P.37参照)					25,500 (8,000)			25,500 (8,000)
花 き (対象品目一覧P.37参照)					25,500 (8,000)			25,500 (8,000)
新植くり					8,000 新植分のみ			8,000

亀岡市独自 助成事業
特産品小豆 生産振興助成 (P.18参照)
10aあたり 1,500

- ＊水田活用の直接支払交付金：水稻に代わって転作作物を生産（耕作）される販売農家・集落営農等が対象です。
- ＊交付金対象作物：販売を目的に栽培されている作物が対象です。必ず販売が確認できる書類を提出してください。
- ＊団地栽培：大豆、小豆を2ha以上、または、地区（町、集落）の転作面積の1／2以上を団地作付した場合が対象となります。
- ＊大豆：出荷契約を交わしている若しくは様式第9-4号が提出されている場合が対象となります。出荷契約等をしていない場合は、野菜として判断されます。
- ＊ブランド野菜：みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん、紫ずきんが対象です。
- ＊二毛作助成：（ ）内の金額が交付金単価となります。麦と他の作物を組み合わせた場合のみ、二毛作助成を受けることができます。
- ＊景観形成作物、地力増進作物：所得増加に直接関与しない作物、販売用でないため、交付金対象外となります。（キキョウ、コスモス、菜の花など、花き販売以外のもの）
- ※1 ・国からの予算枠が一部留保されているため、単価は増減する場合があります。
- ・助成要件は、国の承認を受けて正式決定となるため、現時点では未確定の内容となっています。

左記の交付金とは別に助成します。

経営所得安定対策等交付金に関する税制上の扱い

- 1 事業（農業）所得として申告してください。
交付金は、農業収入（雑収入）として計上します。

収入金額	－	必要経費	=	事業（農業）所得
------	---	------	---	----------

- 2 農業者が、経営所得安定対策等の交付金等を農業経営改善計画などに従い、農業基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立金を個人は必要経費に、法人は、損金に算入できます。

さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金等をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※できます。

※特例を受けようと思う農業者は、一定の方法で記帳し、確定申告を青色申告で行う必要があります。

亀岡地域農業再生協議会事務局

【J A 京都・亀岡市共同事務局】

亀岡市産業観光部農林振興課

〒621 - 8501

亀岡市安町野々神8

T E L 25 - 5035

F A X 25 - 4400

J A 京都亀岡中部支店生産課

〒621 - 0023

亀岡市曾我部町寺西川1-1

T E L 29 - 5723

F A X 22 - 7755